

内閣参質一二〇第二四号

平成三年五月十日

内閣総理大臣 海部俊樹

参議院議長 土屋義彦殿

参議院議員翫正敏君提出アイヌ民族の北方領土における先住民族としての漁業権に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員斎正敏君提出アイヌ民族の北方領土における先住民族としての漁業権に  
関する質問に対する答弁書

御質問の先住漁業権については、法令等においてその内容を明らかにしたものはないが、いざ  
れにせよ、漁業操業については、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させることを目的と  
する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の体系の中で行われるべきものと考えている。

また、御質問の「密漁」事件については、平成三年二月十五日、釧路地方裁判所において、被告  
人三名に対し、それぞれ懲役五月、執行猶予三年の判決が言い渡され、被告人らはいずれも控訴  
し、事件は現在札幌高等裁判所に係属中である。政府としては、現に裁判所において審理中の事  
件について答弁することは差し控えたい。